

平成十三年人事院規則一一三四

人事院規則一一三四（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）に基づき、人事管理文書の保存期間に
関し次の人事院規則を制定する。

（趣旨）

第一条 人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置については、別に定めるもの
のほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第二条 この規則において「人事管理文書」とは、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法
律第六十六号。以下「公文書管理法」という。）第二条第四項に規定する行政文書又は同条第五
項に規定する法人文書（行政執行法人に係るものに限る。）のうち、法、給与法、補償法、派遣
法、法人格法、育児休業法、勤務時間法、任期付研究員法、倫理法、官民人事交流法、任期付職
員法、法科大学院派遣法、留学費用償還法、自己啓発等休業法、福島復興再生特別措置法（平成
二十四年法律第二十五号）、配偶者同行休業法、令和三年オリエンピック・パラリンピック特措法、
平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法、令和七年国際博覧会特措法若しくは令和九年国際
園芸博覧会特措法（これらの法律を改正する法律を含む。）又はこれらの法律に基づく規則に定
める事項の実施に関するものをいう。

（保存期間）

第三条 次の各号に掲げる人事管理文書の保存期間（公文書管理法第五条第一項（公文書管理法第
十一条第一項において準ずる場合を含む。）の保存期間をいう。以下同じ。）は、それぞれ当該各
号に定める期間とする。ただし、当該期間を超える期間とすることが人事管理文書の適切な管理
に資すると行政機関等（公文書管理法第二条第一項に規定する行政機関及び行政執行法人をい
う。以下同じ。）の長が認める場合にあつては、当該行政機関等の長が定める期間とする。

一 別表の人事管理文書の区分の欄に掲げる人事管理文書 当該人事管理文書に応じそれぞれ同
表の保存期間の欄に掲げる期間

二 前号に掲げる人事管理文書以外の人事管理文書で人事院が定めるもの 当該人事管理文書の
性質を考慮して人事院が定める期間

2 前項の保存期間の起算日は、人事管理文書を作成し、又は取得した日（以下この項及び次項に
おいて「文書作成取得日」という。）の属する年度の翌年度の四月一日とする。ただし、当該日
以外の日（文書作成取得日から二年以内の日に限る。）を起算日とすることが当該人事管理文書の
適切な管理に資すると行政機関等の長が認める場合にあつては、公文書等の管理に関する法律
施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第八条第五項ただし書の規定の例による。

3 前項の規定は、文書作成取得日においては不確定である期間を保存期間とする人事管理文書に
ついては、適用しない。

（保存期間が満了したときの措置）

第四条 次の各号に掲げる人事管理文書は、その保存期間（延長された場合にあつては、延長後の
保存期間）が満了したときは、それぞれ当該各号に定める措置がとられるものとする。ただし、
公文書管理法第二条第六項に規定する歴史公文書等に該当する人事管理文書その他移管すべき事
情がある人事管理文書にあつては、移管の措置がとられるものとする。

一 前条第一項第一号に掲げる人事管理文書 当該人事管理文書に応じそれぞれ別表の保存期間
満了時の措置の欄に掲げる措置

二 前条第一項第二号に掲げる人事管理文書 当該人事管理文書の性質を考慮して人事院が定め
る措置

（雑則）

第五条 この規則に定めるもののほか、人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措
置に関し必要な事項は、人事院が定める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

（平成二十八年改正給与法附則第三条の規定が適用される間の読替え）

2 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、別表の二の表給与法の項中
「第一条の第二項」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律
（平成二十八年法律第八十号）附則第三条の規定により読み替えられた第十一条の第二項」と
する。

附則（平成一三年三月二七日人事院規則一〇一五二二）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成一三年三月三〇日人事院規則九一六四二二）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成一三年九月二七日人事院規則一七一一一二）抄

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成一三年二月七日人事院規則一九一〇三三）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、
公布の日から施行する。

附則（平成一四年四月一日人事院規則一一三五）抄

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（人事院規則一一三四の一部改正に伴う経過措置）

4 この規則の施行の日前において前項の規定による改正前の規則一一三四別表に掲げられていた
人事管理文書（この規則の施行の日において前項の規定による改正後の規則一一三四別表に掲げ
られているものを除く。）の保存期間については、なお従前の例による。

附則（平成一四年五月七日人事院規則一四一二二）抄

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成一四年六月二〇日人事院規則一一三六）抄

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十条から第十二条まで並びに附則第四項、第
五項、第六項（別表規則一四一一七（国立大学教員等の技術移転事業者の役員等との兼業）の項
及び規則一四一一八（国立大学教員等の研究成果活用企業の役員等との兼業）の項の改正規定に
限る。）及び第八項の規定（以下「規則一四一一七等改正規定」という。）は、平成十四年十月一
日から施行する。

（人事院規則一一三四の一部改正に伴う経過措置）

（施行期日）

7 この規則（規則一四一一七等改正規定については、当該規則一四一一七等改正規定。以下この
項において同じ。）の施行の日前において前項の規定による改正前の規則一一三四別表に掲げら
れていた人事管理文書（この規則の施行の日において同項の規定による改正後の規則一一三四別
表に掲げられているものを除く。）の保存期間については、なお従前の例による。

附則（平成一四年七月三十一日人事院規則一一四一一八）抄

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（人事院規則一一三四の一部改正に伴う経過措置）

7 この規則（規則一四一一七等改正規定については、当該規則一四一一七等改正規定。以下この
項において同じ。）の施行の日前において前項の規定による改正前の規則一一三四別表に掲げら
れていた人事管理文書（この規則の施行の日において同項の規定による改正後の規則一一三四別
表に掲げられているものを除く。）の保存期間については、なお従前の例による。

附則（平成一四年七月三十一日人事院規則一一四一一八）抄

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（人事院規則一一三四の一部改正に伴う経過措置）

7 この規則（規則一四一一七等改正規定については、当該規則一四一一七等改正規定。以下この
項において同じ。）の施行の日前において前項の規定による改正前の規則一一三四別表に掲げら
れていた人事管理文書（この規則の施行の日において同項の規定による改正後の規則一一三四別
表に掲げられているものを除く。）の保存期間については、なお従前の例による。

附則（平成一四年七月三十一日人事院規則一一四一一八）抄

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（人事院規則一一三四の一部改正に伴う経過措置）

7 この規則（規則一四一一七等改正規定については、当該規則一四一一七等改正規定。以下この
項において同じ。）の施行の日前において前項の規定による改正前の規則一一三四別表に掲げら
れていた人事管理文書（この規則の施行の日において同項の規定による改正後の規則一一三四別
表に掲げられているものを除く。）の保存期間については、なお従前の例による。

附則（平成一四年七月三十一日人事院規則一一四一一八）抄

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（人事院規則一一三四の一部改正に伴う経過措置）

7 この規則（規則一四一一七等改正規定については、当該規則一四一一七等改正規定。以下この
項において同じ。）の施行の日前において前項の規定による改正前の規則一一三四別表に掲げら
れていた人事管理文書（この規則の施行の日において同項の規定による改正後の規則一一三四別
表に掲げられているものを除く。）の保存期間については、なお従前の例による。

3 前項の規定による改正前の規則一―三四別表規則一四―一二(二千二年ワールドカップサッカー大会の運営の業務に従事する職員の職務に専念する義務の免除)の項に掲げられていた人事管理文書の保存期間については、なお従前の例による。

附 則 (平成一四年一二月二日人事院規則一―三四―一)

この規則は、平成十四年十二月一日から施行する。

附 則 (平成一五年一二月二四日人事院規則一―三七) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年三月二五日人事院規則一四―一七―一) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年三月二五日人事院規則一四―一八―一) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年四月一日人事院規則一四―二〇―二) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年八月一日人事院規則一四―一九―一) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置)

4 前項の規定による改正前の規則一―三四別表規則一四―一九(国立大学教員等の株式会社等の監査役との兼業)の項に掲げる人事管理文書(前項の規定による改正後の規則一―三四別表規則一四―一九(国立大学教員等の株式会社等の監査役との兼業)の項に掲げるものを除く。)の保存期間については、なお従前の例による。

附 則 (平成一五年八月二九日人事院規則一―三九) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年十月一日から施行する。

(人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置)

3 前項の規定による改正前の規則一―三四別表規則一四―一七(国立大学教員等の技術移転事業者の役員等との兼業)の項及び規則一四―一八(国立大学教員等の研究成果活用企業の役員等との兼業)の項に掲げる人事管理文書(前項の規定による改正後の規則一―三四別表規則一四―一七(国立大学教員等の技術移転事業者の役員等との兼業)の項及び規則一四―一八(国立大学教員等の研究成果活用企業の役員等との兼業)の項に掲げるものを除く。)の保存期間については、なお従前の例による。

附 則 (平成一五年一〇月一日人事院規則一―四〇)

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第一条から第五条までの規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年一〇月一六日人事院規則一―三四―二)

この規則は、平成十五年十一月一日から施行する。

附 則 (平成一五年一〇月一六日人事院規則九―五四―四) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年十一月一日から施行する。

附 則 (平成一六年三月五日人事院規則一―四二―一)

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年四月一日人事院規則九―六―五) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置)

3 前項の規定による改正前の規則一―三四別表規則九―一六(俸給の調整額)の項に掲げる人事管理文書(前項の規定による改正後の規則一―三四別表規則九―一六(俸給の調整額)の項に掲げるものを除く。)の保存期間については、なお従前の例による。

附 則 (平成一六年一〇月二八日人事院規則一―三四―三)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月二八日人事院規則一〇―一―三) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年四月一日人事院規則九―三〇―五四) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年七月一日人事院規則一〇―四―一三) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一二月七日人事院規則一―三四―四)

この規則は、平成十七年十二月一日から施行する。

附 則 (平成一八年二月一日人事院規則一―四三) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置)

2 第三条の規定による改正前の規則一―三四別表に掲げる人事管理文書(同条の規定による改正後の規則一―三四別表に掲げるものを除く。)の保存期間については、なお従前の例による。

附 則 (平成一八年三月一七日人事院規則一―三四―一) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日人事院規則一―四四) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年五月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日人事院規則九―三〇―五六) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置)

3 前項の規定による改正前の規則一―三四別表規則九―三〇(特殊勤務手当)の項に掲げる人事管理文書(前項の規定による改正後の規則一―三四別表規則九―三〇(特殊勤務手当)の項に掲げるものを除く。)の保存期間については、なお従前の例による。

附 則 (平成一八年三月三一日人事院規則一〇―四―一四) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年六月一四日人事院規則一〇―一二) 抄

(施行期日)

1 この規則は、留学費用償還法の施行の日(平成十八年六月十九日)から施行する。

附 則 (平成一八年九月一日人事院規則一〇―四―一五) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年九月二〇日人事院規則二―一〇―二) 抄

（施行期日）
1 この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

附 則 （平成二十二年二月一日人事院規則一五一四―二五）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成二十二年三月二五日人事院規則一〇一―一五）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成二十二年六月三十日から施行する。

附 則 （平成二十二年七月二七日人事院規則一八〇―五）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成二十二年十月一日から施行する。

附 則 （平成二十二年九月一〇日人事院規則九一三〇―七二）抄
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二十二年十一月三〇日人事院規則九一二〇―二二）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

附 則 （平成二十三年二月一日人事院規則九一二八）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 （平成二十三年三月四日人事院規則一三四―七）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）
第二条 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に作成され、又は取得された人事管理文書の保存期間については、なお従前の例による。

附 則 （平成二十三年四月一四日人事院規則八一八―二三）抄
この規則は、平成二十四年二月一日から施行する。

附 則 （平成二十三年六月二〇日人事院規則一〇四―一八）抄
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二十三年十二月二八日人事院規則九一八―七四）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成二十四年二月一日から施行する。

（人事院規則一三四の一部改正に伴う経過措置）
第四条 前条の規定による改正前の規則一三四別表の二の表規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準）の項、十四の表規則二一〇（国と民間企業との間の人事交流）の項、十六の表規則二一〇（任期付職員の採用及び給与の特例）の項及び十九の表規則一四四（公務の活性化のために民間の人材を採用する場合の特例）の項に掲げる人事管理文書（同条の規定による改正後の規則一三四別表の二の表規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準）の項、十四の表規則二一〇（国と民間企業との間の人事交流）の項、十六の表規則二一〇（任期付職員の採用及び給与の特例）の項及び十九の表規則一四四（公務の活性化のために民間の人材を採用する場合の特例）の項に掲げるものを除く。）の保存期間については、なお従前の例による。

附 則 （平成二十三年十二月二八日人事院規則一〇一―三三）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成二十四年一月一日から施行する。

附 則 （平成二十四年二月二九日人事院規則一四―二二）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成二十四年三月一日から施行する。

附 則 （平成二十四年六月二九日人事院規則一〇一―三一）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成二十四年七月一日から施行する。

附 則 （平成二十四年九月二九日人事院規則一三九―四）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この規則は、平成二十四年三月一日から施行する。

（人事院規則一三四の一部改正に伴う経過措置）
第三条 前条の規定による改正前の規則一三四別表の二の表規則九一二八（平成二十三年四月一日における号俸の調整）の項に掲げる人事管理文書の保存期間については、なお従前の例による。

附 則 （平成二十四年二月二九日人事院規則九一三二）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 （平成二十四年六月二九日人事院規則一〇一―三一）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成二十四年七月一日から施行する。

附 則 （平成二十四年九月二九日人事院規則一三九―四）抄
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二十五年二月一五日人事院規則一四―二三）抄
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（人事院規則一三四の一部改正に伴う経過措置）
第三条 前条の規定による改正前の規則一三四別表の二の表規則九一三二（平成二十四年四月一日における号俸の調整）の項に掲げる人事管理文書の保存期間については、なお従前の例による。

附 則 （平成二十五年二月一五日人事院規則九一三三）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 （平成二十五年四月二一日人事院規則一五九）抄
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二十六年二月一三日人事院規則一六〇）抄
この規則は、平成二十六年二月二一日から施行する。

附 則 （平成二十六年二月二八日人事院規則一四―二四）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

（人事院規則一三四の一部改正に伴う経過措置）
第三条 前条の規定による改正前の規則一三四別表の二の表規則九一二〇（平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給）の項及び規則九一三三（平成二十五年四月一日における号俸の調整）の項に掲げる人事管理文書の保存期間については、なお従前の例による。

附 則 （平成二十六年二月二八日人事院規則九一三四）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 （平成二十六年五月二九日人事院規則一六二）抄
（施行期日）

1 この規則は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）の施行の日から施行する。ただし、第二条（規則一四に第百三項を加える部分に限る。）及び第十四条並びに附則第四条、第六条（規則一三四別表の三の表の改正規定に限る。）、第七条（第六条の規定による改正前の規則一三四別表の三の表規則一〇―九（民間派遣研修）の項に掲げる

人事管理文書の保存期間に係る部分に限る。）及び第九条（規則一―五七第一条第一項の表規則一〇―一九（民間派遣研修）の項を削る部分に限る。）の規定は、公布の日から施行する。

（第三条の規定による人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第三条の規定による改正前の規則一―三四別表の三の表規則一〇―一三（職員の研修）の項及び十四の表官民人事交流法の項に掲げる人事管理文書（同条の規定による改正後の規則一―三四別表の十四の表官民人事交流法の項に掲げるものを除く。）の保存期間については、なお従前の例による。

（前条の規定による人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置）

第七条 前条の規定による改正前の規則一―三四別表の一の表規則八―一二（職員の任免）の項及び三の表規則一〇―一九（民間派遣研修）の項に掲げる人事管理文書（同条の規定による改正後の規則一―三四別表の一の表規則八―一二（職員の任免）の項に掲げるものを除く。）の保存期間については、なお従前の例による。

（附則第三条第一項の協議に関する文書等の保存期間の取扱い）

第八条 附則第三条第一項の協議に関する文書等に対する附則第六条の規定による改正後の規則一―三四の規定の適用については、同規則別表の一の表規則八―一二（職員の任免）の項中「職員の任免」とあるのは「（職員の任免）及び規則一―六二（国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）」と、「第十八条第三項又は第三十一条」とあるのは「規則八―一二第十八条第三項若しくは第三十一条又は規則一―六二附則第三条第一項」とする。

附 則（平成二六年五月二九日人事院規則二―一〇―六） 抄

（施行期日）

第一条 この規則は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二六年法律第二十二号）の施行の日から施行する。

（人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置）

第四条 前条の規定による改正前の規則一―三四別表の十四の表規則二―一〇（国と民間企業との間の人事交流）の項に掲げる人事管理文書（同条の規定による改正後の規則一―三四別表の十四の表規則二―一〇（国と民間企業との間の人事交流）の項に掲げるものを除く。）の保存期間については、なお従前の例による。

附 則（平成二七年一月三〇日人事院規則一―四―二五） 抄

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置）

3 前項の規定による改正前の規則一―三四別表の二の表規則九―一三四（平成二六年四月一日における号俸の調整）の項に掲げる人事管理文書の保存期間については、なお従前の例による。

附 則（平成二七年一月三〇日人事院規則九―九三―一二） 抄

（施行期日）

1 この規則は、平成二七年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年一月三〇日人事院規則九―一三九） 抄

（施行期日）

1 この規則は、平成二七年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年三月一八日人事院規則一―六三） 抄

（施行期日）

第一条 この規則は、平成二七年四月一日から施行する。

（雑則）

第十五条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。

附 則（平成二七年六月二四日人事院規則一―六六）

この規則は、平成二七年六月二十五日から施行する。

附 則（平成二七年一月二二日人事院規則一―六七）

この規則は、平成二七年十二月一日から施行する。

附 則（平成二七年一月二六日人事院規則一―六八） 抄

（施行期日）

第一条 この規則は、平成二八年四月一日から施行する。

（人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正前の規則一―三四別表の六の表法の項並びに七の表法の項及び規則一四―二一（株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等）の項に掲げる人事管理文書（同条の規定による改正後の規則一―三四別表の六の表法の項並びに七の表法の項及び規則一四―二一（株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等）の項に掲げるものを除く。）の保存期間については、なお従前の例による。

附 則（平成二七年一月二六日人事院規則一三―一四） 抄

（施行期日）

第一条 この規則は、平成二八年四月一日から施行する。

（人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置）

第四条 前条の規定による改正前の規則一―三四別表の六の表規則二―一（不利益処分について不服申立て）の項に掲げる人事管理文書の保存期間については、なお従前の例による。

附 則（平成二七年二月一日人事院規則一〇―四―二五） 抄

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年一月二七日人事院規則一〇―五―九） 抄

（施行期日）

1 この規則は、平成二八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年二月五日人事院規則一―三四―八）

（施行期日）

1 この規則は、平成二八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の規則一―三四別表の八の表矯正医官法の項に掲げる人事管理文書の保存期間については、なお従前の例による。

附 則（平成二八年二月五日人事院規則一五―一四―三一） 抄

（施行期日）

1 この規則は、平成二八年四月一日から施行する。

（人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置）

3 前項の規定による改正前の規則一―三四別表の八の表規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の項に掲げる人事管理文書（前項の規定による改正後の規則一―三四別表の八の表規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の項に掲げるものを除く。）の保存期間については、なお従前の例による。

附 則（平成二八年四月一日人事院規則二六―一〇―一） 抄

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年六月一日人事院規則一〇―四―二六） 抄

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年一月二四日人事院規則一―三四―九）

この規則は、平成二九年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年一月二四日人事院規則九―八―八二） 抄

(施行期日等)

第一条 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十一条第三項、第十二条第一項第二号、別表第一、別表第六、別表第七の専門スタッフ職俸給表昇格時号俸対応表、別表第七の二の専門スタッフ職俸給表降格時号俸対応表及び別表第七の四の改正規定並びに附則第四条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則 (平成二十八年二月一日人事院規則一〇一一八) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

附則 (平成二十八年二月一日人事院規則一五一四三三) 抄

(施行期日)

第一条 この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

(人事院規則一三四の一部改正に伴う経過措置)

第六条 前条の規定による改正前の規則一三四別表の八の表規則一五一四(職員の勤務時間、休日及び休暇)の項に掲げる人事管理文書(前条の規定による改正後の規則一三四別表の八の表規則一五一四(職員の勤務時間、休日及び休暇)の項に掲げるものを除く。)の保存期間については、なお従前の例による。

附則 (平成二十八年二月一日人事院規則一九〇一一) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

附則 (平成二十九年五月一九日人事院規則一七七〇) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成三〇年二月一日人事院規則一四二七) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(人事院規則一三四の一部改正に伴う経過措置)

3 前項の規定による改正前の規則一三四別表の二の表規則九一三九(平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給)の項に掲げる人事管理文書の保存期間については、なお従前の例による。

附則 (平成三〇年二月一日人事院規則九一四四) 抄

(施行期日)

第一条 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附則 (平成三一年二月一日人事院規則一〇四三三) 抄

(施行期日)

第一条 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(人事院規則一三四の一部改正に伴う経過措置)

第三条 前条の規定による改正前の規則一三四別表の三の表規則一〇一四(職員の保健及び安全保持)の項に掲げる人事管理文書の保存期間については、なお従前の例による。

附則 (平成三一年四月一日人事院規則一四二八) 抄

(施行期日)

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

(人事院規則一三四の一部改正に伴う経過措置)

第三条 前条の規定による改正前の規則一三四別表の二の表規則九一四四(平成三十年四月一日における号俸の調整)の項に掲げる人事管理文書の保存期間については、なお従前の例による。

附則 (令和元年五月二三日人事院規則一七三三)

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (令和二年二月三日人事院規則九一四六) 抄

(施行期日)

第一条 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附則 (令和二年六月二日人事院規則一七五五)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(人事院規則一三四の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則による改正前の規則一三四別表の二十の表平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法の項に掲げる人事管理文書の保存期間については、なお従前の例による。

附則 (令和二年二月二八日人事院規則一七六六)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(人事院規則一三四の一部改正に伴う経過措置)

2 第三条の規定による改正前の規則一三四別表の二十の表規則一六五(職員の公益財団法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会への派遣)の項に掲げる人事管理文書(同条の規定による改正後の規則一三四別表の二十の表規則一六五(職員の公益財団法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会への派遣)の項に掲げるものを除く。)の保存期間については、なお従前の例による。

附則 (令和三年四月一日人事院規則九五四一九) 抄

(施行期日)

第一条 この規則は、令和三年四月二日から施行する。

(人事院規則一三四の一部改正に伴う経過措置)

第四条 前条の規定による改正前の規則一三四別表の二の表規則九一五四(住居手当)の項及び規則九一四六の項に掲げる人事管理文書(同条の規定による改正後の規則一三四別表の二の表規則九一五四(住居手当)の項に掲げるものを除く。)の保存期間については、なお従前の例による。

附則 (令和三年六月三〇日人事院規則八一八三〇) 抄

(施行期日)

第一条 この規則は、令和三年十二月一日から施行する。

附則 (令和三年九月一日人事院規則一七七七)

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (令和四年二月一七日人事院規則一九〇一四) 抄

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

附則 (令和四年二月一八日人事院規則一七九九) 抄

(施行期日)

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(定義)

第二条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 令和三年改正法 国家公務員法等の一部を改正する法律(令和三年法律第六十一号)をいう。

二 令和五年旧法 令和三年改正法第一条の規定による改正前の法をいう。

三 暫定再任用職員 令和三年改正法附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員をいう。

四 暫定再任用短時間勤務職員 令和三年改正法附則第七条第一項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。

五 定年前再任用短時間勤務職員 法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。

六 施行日 この規則の施行の日をいう。

七 旧法再任用職員 施行日前に令和五年旧法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員をいう。

（人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第三条の規定による改正前の規則一―三四別表の二の表規則九―六（俸給の調整額）の項並びに四の表法の項及び規則一―一九（定年退職者等の再任用）の項に掲げる人事管理文書の保存期間については、なお従前の例による。

（雑則）

第二十五条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。

附 則 （令和四年二月一八日人事院規則八―一二） 抄

（施行期日）

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 （令和四年二月一八日人事院規則九―一四七） 抄

（施行期日）

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 （令和四年二月一八日人事院規則九―一四八） 抄

（施行期日）

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 （令和四年二月一八日人事院規則二―一八―五二） 抄

（施行期日）

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置）

第七条 前条の規定による改正前の規則一―三四別表の四の表規則二―一八（職員の定年）の項に掲げる人事管理文書の保存期間については、なお従前の例による。

附 則 （令和四年二月一八日人事院規則二―一―一二） 抄

（施行期日）

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 （令和四年二月一八日人事院規則二―一―一二） 抄

（施行期日）

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 （令和四年六月一七日人事院規則一九―〇―一五） 抄

（施行期日）

第一条 この規則は、令和四年十月一日から施行する。

（人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置）

第四条 前条の規定による改正前の規則一―三四別表の十二の表規則一九―〇（職員の育児休業等）の項に掲げる人事管理文書（同条の規定による改正後の規則一―三四別表の十二の表規則一九―〇（職員の育児休業等）の項に掲げるものを除く。）の保存期間については、なお従前の例による。

附 則 （令和四年六月二〇日人事院規則一四―二―一二） 抄

（施行期日）

1 この規則は、令和四年七月一日から施行する。

附 則 （令和四年六月二四日人事院規則一―八―二）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （令和四年七月一日人事院規則一―三四―一〇）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の規則一―三四別表の二十の表令和三年オリンピック・パラリンピック特措法の項に掲げる人事管理文書の保存期間については、なお従前の例による。

附 則 （令和五年二月二〇日人事院規則一五―一四―四〇） 抄

（施行期日）

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 （令和五年二月二八日人事院規則九―八―〇六） 抄

（施行期日）

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置）

第三条 前条の規定による改正前の規則一―三四別表の二の表規則九―八〇（扶養手当）の項に掲げる人事管理文書（同条の規定による改正後の規則一―三四別表の二の表規則九―八〇（扶養手当）の項に掲げるものを除く。）の保存期間については、なお従前の例による。

附 則 （令和五年二月二八日人事院規則九―八―九六） 抄

（施行期日）

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置）

第三条 前条の規定による改正前の規則一―三四別表の二の表規則九―八九（単身赴任手当）の項に掲げる人事管理文書（同条の規定による改正後の規則一―三四別表の二の表規則九―八九（単身赴任手当）の項に掲げるものを除く。）の保存期間については、なお従前の例による。

附 則 （令和五年三月三十一日人事院規則一―七九―一二）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （令和五年三月三十一日人事院規則二―一―一二） 抄

（施行期日）

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 （令和五年二月二〇日人事院規則一―三四―一二）

（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条並びに附則第三条及び第四条の規定は、令和六年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 令和五年三月三十一日までに作成し、又は取得した規則八―一二（職員の任免）第十二条第二項又は第十四条第三項の通知の文書等（規則一―三四別表の備考第一号に規定する文書等をいう。）の保存期間については、第一条の規定による改正後の規則一―三四第三條及び別表の一の表規則八―一二（職員の任免）の項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第三条 令和六年三月三十一日までに作成し、又は取得した人事管理文書（第二条の規定による改正後の規則一―三四（以下「第二条改正後規則」という。）第二条に規定する人事管理文書をいう。次条において同じ。）の保存期間については、第二条改正後規則第三条及び別表（保存期間の欄に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第四条 第二条改正後規則第四条及び別表（保存期間満了時の措置の欄に係る部分に限る。）の規定は、第二条改正後規則第三条第二項に規定する文書作成取得日が令和五年四月一日以後である人事管理文書について適用する。

附 則 （令和六年二月二三日人事院規則九―一五―二） 抄

（施行期日）

第一条 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

附 則 （令和六年三月二九日人事院規則一―八―二） 抄

(施行期日)
第一条 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四条の規定は公布の日から、第五条の規定並びに第十一条中規則一五―一四の目次の改正規定、同規則中第一条の二を第一条の三とし、第一条の次に一条を加える改正規定及び同規則第十三条第一項第三号の改正規定は令和六年四月一日から施行する。

(雑則)

第四条 前二条に定めるもののほか、令和五年改正法及びこの規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。

別表 人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第三条、第四条関係）

一 任免

人事管理文書の区分

人事管理文書の例

保存期間

第五十五条第二項の提示の文書

委任が満了する日以後二年

第六十条第一項の承認に関する文書

臨時任用承認申請書
 臨時任用更新承認申請書
 これらの申請に対する承認の文書

臨時任用が満了する日以後二年

規則八―
 一（職）第十二条第二項又は第十四条第一項に規定する名簿のうち第十四条第一項の規定により有効期間が六年六月とされているものに係るものに限る。）

七年

第十二条第二項又は第十四条第一項に規定する名簿のうち第十四条第一項の規定により有効期間が五年とされているものに係るものに限る。）

五年

第三項の通知の文書（第八条第一項に規定する名簿のうち第十四条第一項の規定により有効期間が五年とされているものに係るものに限る。）

五年

第六条第三項又は第二十九条第二項の同意の文書
 任命権者を異にする官職に職員を昇任させ、三年降任させ、転任させ、又は併任する場合の当該職員が現に任命されている官職の任命権者の同意の文書
 降任に係る職員の同意の文書
 選考採用承認申請書
 当該申請に対する承認の文書
 特定官職への採用協議書
 別段の定めについての協議書
 当該協議に対する回答の文書
 選考による採用の報告の文書
 特定官職への任命結果報告書
 臨時任用の報告の文書
 任期を定めた採用等の報告の文書
 任命結果通知書
 採用候補者が採用される時期についての希望を申し出た場合の通知の文書
 採用候補者名簿から任命しようとする者を選出した場合の通知の文書
 任命権者を異にする官職に併任している職員への人事異動通知書の交付に係る他の任命権者に対する通知の文書
 指定試験機関が採用試験を行う場合における、募集方法、採用試験の日時及び場所、採点又は評定の方法、合格者予定数等についての協議の文書
 当該協議に対する回答の文書
 指定試験機関が採用試験を行う場合における採用試験の施行の結果についての報告の文書
 前年度における定年前再任用の状況の報告の文書
 定年前再任用に係る定年前再任用希望者への明示の文書の写し
 定年前再任用に係る定年前再任用希望者の同意の文書

三年

第十八条第一項第六号又は第十号の承認に関する文書
 第十八条第三項又は第三十一条の協議に関する文書
 第二十四条、第三十条第二項、第三十九条第四項又は第四十五条の報告の文書
 第十二条第二項又は第十四条第三項の通知の文書（第八条第一項に規定する名簿のうち第十四条第一項の規定により有効期間が一年又は一年二月とされているものに係るものに限る。）
 第十七条第一項又は第五十七条の通知の文書

一年

規則八―
 一八（採用試験）
 第十四条第一項の協議に関する文書
 第十四条第二項の報告の文書

三年

規則八―
 二（年齢）
 第七十条の報告の文書
 第三十条の明示の文書の写し
 第三十条の同意の文書

三年

規則八―
 三（年齢）
 第七十条の報告の文書
 第三十条の明示の文書の写し
 第三十条の同意の文書

三年

規則八―
 四（年齢）
 第七十条の報告の文書
 第三十条の明示の文書の写し
 第三十条の同意の文書

三年

規則八―
 五（年齢）
 第七十条の報告の文書
 第三十条の明示の文書の写し
 第三十条の同意の文書

三年

規則八―
 六（年齢）
 第七十条の報告の文書
 第三十条の明示の文書の写し
 第三十条の同意の文書

三年

規則八―
 七（年齢）
 第七十条の報告の文書
 第三十条の明示の文書の写し
 第三十条の同意の文書

三年

規則八―
 八（年齢）
 第七十条の報告の文書
 第三十条の明示の文書の写し
 第三十条の同意の文書

三年

規則八―
 九（年齢）
 第七十条の報告の文書
 第三十条の明示の文書の写し
 第三十条の同意の文書

三年

人事管理文書の区分

人事管理文書の例

保存期間

保存

法	第六十八条第一項の給与簿	勤務時間報告書 職員別給与簿 基準給与簿	五年	期間満了時の措置	廃棄
給与法	第十一条の二第一項の届出の文書	扶養親族届	届出に係る要件を具備しなくなる日に係る特定日以後六年	廃棄	廃棄
	第十九条の六第二項（第十九条の七第五項又は第二十三条第八項において準用する場合を含む。）の申立ての文書 第二十条の命令の文書 第十九条の六第五項（第十九条の七第五項又は第二十三条第八項において準用する場合を含む。）の説明書の写し 第二十二条第一項の承認に関する文書	期末手当又は勤勉手当の一時差止 処分の取消しの申立ての文書 俸給の更正の命令の文書 期末手当又は勤勉手当の一時差止 処分に係る処分説明書の写し 非常勤の委員等の手当に係る承認の文書 当該承認の申請の文書	五年 五年 説明書の作成の日に係る特定日以後五年 承認の効力が失われる日に係る特定日以後五年	期間満了時の措置	廃棄
規則九―五（給与簿）	第十三条の出勤簿	出勤簿	五年	期間満了時の措置	廃棄
	第十七条の承認に関する文書	規則の規定と異なる取扱の承認の文書	三年	期間満了時の措置	廃棄
	第七条の通知の文書	当該承認の申請の文書 給与の計算につき必要とする事項の通知の文書	一年	期間満了時の措置	廃棄
規則九―六（俸給の調整額）	第三条の報告の文書	俸給の調整を行う官職の職務の内容及び勤労条件についての報告の文書	五年	期間満了時の措置	廃棄
規則九―七（俸給等の支する文書）	第一条の五第一項の承認に関する文書	月二回払の承認の文書 当該承認の申請の文書	五年	期間満了時の措置	廃棄
	第一条の六第三項の報告の文書	月二回払の報告の文書	三年	期間満了時の措置	廃棄
書	第一条の三第一項の申出の文口座振込みの申出の文書	申出に係る口座振込みによらな		期間満了時の措置	廃棄

規則九―八（初任給、昇給等の格、昇給等の基準）	第十一条第三項ただし書、第十八条、第十九条ただし書、第二十条の二第四項各号、第二十二条第二項、第二十四条の二第三項、第二十六条第一項第二号（第二十八条において準用する場合を含む。）、第三十条、第四十条、第四十四条第二項、第四十五条、第四十八条、第四十九条又は別表第二の研究職俸給表初任給基準表の備考第一項の承認に関する文書 第十三条第三項、第四十六条第一項又は第四十八条の二の（院卒）等の区分を適用した場合の報告の文書 第二十四条第三項の同意の文書 第三十七条第五項の協議に関する文書	俸給関係審査協議書 当該俸給関係審査協議書による申請に対する承認の文書 派遣職員が職務に復帰した場合等の派遣職員がその派遣期間中に退職する場合における号俸の調整の承認の文書 派遣職員がその派遣期間中に退職する場合における号俸の調整の承認の文書 俸給の訂正の承認の文書 これらの承認の申請の文書	五年 特定日以後一年 なる日に係る	期間満了時の措置	廃棄
規則九―二四（通勤手当）	第三条の通勤届	通勤届	届出に係る要件を具備しなくなる日以後六年	期間満了時の措置	廃棄
	第四条第二項の通勤手当認定簿	通勤手当認定簿	支給要件を具備しなくなる日に係る特定日以後六年	期間満了時の措置	廃棄
規則九―三〇（特殊勤務手当）	第三十四条第一項の特殊勤務実績簿	特殊勤務特殊勤務実績簿	六年	期間満了時の措置	廃棄
	第三十四条第一項の特殊勤務手当整理簿	特殊勤務手当整理簿	六年	期間満了時の措置	廃棄
	第三十四条第二項の報告の文書	特殊勤務実績簿及び特殊勤務手当整理簿に記入する事項についての各庁の長への報告の文書		期間満了時の措置	廃棄

規則九一四〇第六條の三又は第六條の六の(期末手当及通知の文書 び勤勉手当)	第二十条第一項第一号から第三号までの指定に関する文書 第三十条第二項第一号、第二号又は第四号の認定に関する文書 規則九一三三第六條第四項の承認に関する(初任給調整文書 手当)	山上等作業手当の支給要件に係る指定の文書 当該指定の申請の文書 国際緊急援助等手当の支給額の加算に係る認定の文書 当該認定の申請の文書 初任給調整手当の支給期間及び月額に係る承認の文書 当該承認の申請の文書	指定の効力が失われる日に係る 特定日以後五年 認定の効力が失われる日に係る 特定日以後五年 承認の効力が失われる日に係る 特定日以後五年	廃
規則九一四〇第六條の三又は第六條の六の(期末手当及通知の文書 び勤勉手当)	期末手当又は勤勉手当の一時差止処分を行おうとする場合の人事院への通知の文書 期末手当又は勤勉手当の一時差止処分を取り消した場合の人事院への通知の文書	勤勉手当の成績率の別段の取扱いについての協議の文書 当該協議に対する回答の文書	決定の効力が失われる日に係る 特定日以後五年	廃
規則九一四三第一條ただし書の承認に関する文書 (休日給)	休日給の支給される日を各庁の長が他の日とすることの承認の文書 当該承認の申請の文書	官署が移転する場合の報告の文書	特定日以後六年 三年	廃
規則九一四九第十七條の報告の文書 (地域手当)	住居届	住居手当認定簿	届出に係る要件を具備しなくなる日以後六年	廃
規則九一五四第五條第一項の住居届 (住居手当)	住居届	住居手当認定簿	届出に係る要件を具備しなくなる日以後六年	廃
規則九一五五第八條第一項又は第二項の報告(特勤勤務報告の文書 当等)	特勤官署又は準特勤官署が移転する場合等の報告の文書 特勤官署等実態票	支給要件を具備しなくなる日以後六年	届出に係る要件を具備しなくなる日以後六年	廃
規則九一八〇第四條第二項の扶養手当認定(扶養手当)	扶養手当認定簿	扶養の事実等を証明する書類	届出に係る要件を具備しなくなる日以後六年	廃
規則九一八九第七條第二項の単身赴任届(単身赴任手当)	単身赴任届	扶養の事実等を証明する書類	届出に係る要件を具備しなくなる日以後六年	廃

規則九一三三第四條の管理職員特別勤務実績簿 (管理職員特別勤務実績簿 別勤務手当)	第八條第二項の単身赴任手当 認定簿	単身赴任手当認定簿	届出に係る要件を具備しなくなる日以後六年	廃
規則九一三三第四條の管理職員特別勤務実績簿 (管理職員特別勤務実績簿 別勤務手当)	第四條の管理職員特別勤務手当整理簿	管理職員特別勤務手当整理簿	届出に係る要件を具備しなくなる日以後六年	廃
規則九一四二第八條第二項の住居等(広域異動にかする書類 手当)	広域異動手当の支給要件を具備するかどうかを確認するための書類	確認に係る要件を具備しなくなる日以後五年	届出に係る要件を具備しなくなる日以後五年	廃
規則九一四二第六條の通知の文書の写し 七(給与法附則第八項の規定による俸給月額)	俸給月額が異動する場合の通知の文書の写し	通知する日に係る 特定日以後五年	届出に係る要件を具備しなくなる日以後五年	廃
規則九一四二第十二條の承認に関する文書 八(給与法附則第十項、第十二項又は第十三項の規定による俸給)	規則により難しい場合の俸給関係審査協議書 当該俸給関係審査協議書による申請に対する承認の文書	届出に係る要件を具備しなくなる日以後五年	届出に係る要件を具備しなくなる日以後五年	廃
規則九一四五第五條第二項の在宅勤務等(在宅勤務を行う場所等を明らかにする書類 等手当)	在宅勤務等手当の支給要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認するための書類	確認に係る要件を具備しなくなる日以後五年	届出に係る要件を具備しなくなる日以後五年	廃
三 研修及び能率 人事管理文書の区分	人事管理文書の例	保存期間	保存期間	廃
法 第七十條の七第一項の報告の文書 規則一〇第二十六條の二第一項の申請(職の文書(石綿製造等(別表第一の保健四の二第六号に規定する業務員)の保健四の二第六号に規定する業務員)	研修の実施状況についての報告の文書	三年	四十一年	廃

及び安全をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）

第二十六条の二第二項の申請の文書（石綿製造等又は粉じん作業（別表第四の二第三号に規定する業務をいう。以下「エーテル」）交付申請書（ベリリウム）交付申請書（二・一・二）ジクロロプロパン）交付申請書 特別健康管理手帳（オルト・トルイジン）交付申請書 特別健康管理手帳（三・三、一）ジクロロ・四・四、一）ジアミノジフェニルメタン）交付申請書 特別健康管理手帳（粉じん）交付申請書	特別健康管理手帳（ベンジジン等）交付申請書 特別健康管理手帳（ビス（クロロメチル）エーテル）交付申請書 特別健康管理手帳（ベリリウム）交付申請書 特別健康管理手帳（二・一・二）ジクロロプロパン）交付申請書 特別健康管理手帳（オルト・トルイジン）交付申請書 特別健康管理手帳（三・三、一）ジクロロ・四・四、一）ジアミノジフェニルメタン）交付申請書 特別健康管理手帳（粉じん）交付申請書	三十年
第二十六条の二第二項の申請の文書（粉じん作業に係るものに限る。）		七年
第二条の指示の文書	職員の保健及び安全保持の実施状況について正の指示の文書	五年
第三十五条第一項の報告の文書	重大災害等報告書	
第二十二條の四第三項の同意の文書	ストレスチェックの結果の提供に係る職員の同意の文書	離職する日に係る特定日以後五年
第十四条の二の調査の結果の文書	有害性又は危険性等（特定調査対象物による有害性又は危険性等の調査の結果を除く。）の調査の結果の文書	三年
第十六条の三第一項の調査の結果の文書	特定調査対象物による有害性又は危険性等の調査の結果の文書	
第二十二條の二第一項第二号の申出の文書	勤務時間の状況等に応じて行う面接指導を受けることを希望する旨の申出の文書	
第二十二條の二第二項の記録の文書	職員の勤務時間の状況に関する記録の文書	
第二十二條の二第三項（第二十二條の四第五項において準用する場合を含む。）の意見の文書	勤務時間の状況等に応じて行う面接指導の結果に基づく必要な措置についての医師の意見の文書	
第二十二條の四第四項の申出の文書	心理的な負担の程度が高い職員に対する面接指導の結果に基づく必要な措置についての医師の意見の文書	
第二十六條第一項の申請の文書	健康管理手帳交付申請書	
第二十七條又は第三十五條第二項の報告の文書	定期健康診断等報告書 年次災害報告書	

第三十二条第二項の記録の文書（定期検査に係るものに限る。）	船員年次災害報告書	
第三十三条の届出の文書	設備届 構造図 配置図 検査結果記録書の写し	
第十六條の二第一項又は第二項の承認に関する文書	第一種有害物質製造承認申請書 第一種有害物質使用承認申請書 第二種有害物質製造承認申請書 承認書	承認期間の末日の翌日に係る特定日以後三年
第二十三条各項の意見の文書	指導区分の決定に係る医師の意見書 指導区分の変更に係る医師の意見書	指導区分の決定又は変更の日に係る特定日以後三年
第二十三条各項の資料	職員の職務内容、勤務の強度等に関する資料	就業禁止期間の末日の翌日に係る特定日以後三年
第二十四条第二項の就業の禁止の文書の写し		
第五条第一項、第六条第一項、第七条、第八条各項、第九条第二項、第十条各項又は第十一条の指名の文書の写し	健康管理者の指名の文書の写し 安全管理者の指名の文書の写し 健康管理担当者又は安全管理担当者の指名の文書の写し 野外実験等を行う場合の健康管理又は安全管理の責任者の指名の文書の写し 共同野外実験等を行う場合の健康管理又は安全管理の総括の責任者の指名の文書の写し 健康管理医の指名の文書の写し 健康防止主任者の指名の文書の写し 火元責任者の指名の文書の写し	指名が解除される日に係る特定日以後一年
第九条第二項の委嘱の文書の写し	健康管理医の委嘱の文書の写し	委嘱が解除される日に係る特定日以後一年
第十二條第三項の報告の文書	健康安全管理規程の作成又は変更の報告の文書	報告に係る規程の効力が失われる日に係る特定日以後一年

第二十一条第二項の文書	給与の決定に関する審査の申立てに係る決定書	判定が行われ、廃棄
第二十四条第一項又は第二十五条第一項の申立ての文書	補償審査申立書 福祉事業措置申立書	判定が行われ、又は要求が却下され、若しくは取り下げられる
第二十四条第二項（第二十五条第二項において準用する場合を含む。）の判定の文書（写しを含む。）	福祉事業の運営に関する措置の申立てに係る判定書	以後三年
規則第五条（第八十条第一項において準用する場合を含む。）又は第十五条第三項の命令の文書の写し	審査請求書の補正を命ずる文書の再審査請求書の補正を命ずる文書の写し 代表者の選任を命ずる文書の写し	判定が行われ、審査請求が却下され、若しくは取り下げられ、又は審査の終了が決定される日に係る特定日以後三年

人事管理文書の区分	法	第八十六条の要求の文書	第八十七条の判定の文書（写しを含む） 第八十八条の勧告の文書（写しを含む） 第九十条第一項の審査請求の文書 第九十二条第二項の指示の文書	給与 与第二十一条第一項の申立ての文書	法給
人事管理文書の例	行政措置要求書	勤務条件に関する行政措置の要求に係る判定書 勤務条件に関する行政措置の要求に係る勧告書 審査請求書 処分説明書の写し 代理人資格証明書	判定に伴う俸給の弁済についての指示の文書	給与審査申立書	給与
保存期間	判定が行われ、又は要求が却下され、若しくは取り下げられる日に係る特定日以後三年	判定が行われ、審査請求が却下され、若しくは取り下げられ、又は審査の終了が決定される日に係る特定日以後三年	決定が行われ、又は審査の申立てが却下され、若しくは取り下	決定が行われ、又は審査の申立てが却下され、若しくは取り下	保存期間満了時の措置

請求)	第八條（第八十條第一項において準用審査請求の受理又は却下に係る通ずる場合を含む。）、第九條第四項、第十條第四項、第十二條第一項、第十三條、第十四條第二項、第十五條第五項、第二十五條、第二十六條第三項、第三十三條第一項（第六十七條において準用する場合を含む。）、第三十四條審査請求の取下げに係る通知の文書（第六十七條において準用する場合を含む。）、第四十五條第三項（第処分者による処分の取消し又は修六十七條において準用する場合を含む。）、第六十一條第二項、第六十三條第三項（第六十七條において準用する場合を含む。）、第六十六條の通知審査の終了の決定に係る通知の文書（第十二條第一項又は第十三條の通知の文書を除き、写しを含む。）	審査請求の受理又は却下に係る通ずる場合を含む。）、第九條第四項、第十條第四項、第十二條第一項、第十三條、第十四條第二項、第十五條第五項、第二十五條、第二十六條第三項、第三十三條第一項（第六十七條において準用する場合を含む。）、第三十四條審査請求の取下げに係る通知の文書（第六十七條において準用する場合を含む。）、第四十五條第三項（第処分者による処分の取消し又は修六十七條において準用する場合を含む。）、第六十一條第二項、第六十三條第三項（第六十七條において準用する場合を含む。）、第六十六條の通知審査の終了の決定に係る通知の文書（第十二條第一項又は第十三條の通知の文書を除き、写しを含む。）
職権による代表者の選任に係る通知の文書の写し 公平委員長及び公平委員の氏名の通知の文書 受命公平委員の氏名の通知の文書 口頭審理の日時及び場所に係る通知の文書 審尋審理の日時及び場所に係る通知の文書 日時の変更申立てに基づく新たな審尋審理の日時に係る通知の文書 口頭審理の終了に係る通知の文書 審尋審理の終了に係る通知の文書	職権による代表者の選任に係る通知の文書の写し 公平委員長及び公平委員の氏名の通知の文書 受命公平委員の氏名の通知の文書 口頭審理の日時及び場所に係る通知の文書 審尋審理の日時及び場所に係る通知の文書 日時の変更申立てに基づく新たな審尋審理の日時に係る通知の文書 口頭審理の終了に係る通知の文書 審尋審理の終了に係る通知の文書	職権による代表者の選任に係る通知の文書の写し 公平委員長及び公平委員の氏名の通知の文書 受命公平委員の氏名の通知の文書 口頭審理の日時及び場所に係る通知の文書 審尋審理の日時及び場所に係る通知の文書 日時の変更申立てに基づく新たな審尋審理の日時に係る通知の文書 口頭審理の終了に係る通知の文書 審尋審理の終了に係る通知の文書

検証の日時及び場所に係る通知の文書 調査員の氏名の通知の文書 審尋審理の終了予定日に係る通知の文書	第八條（第八十條第一項において準用する場合を含む。）の審査請求書の副本 再審査請求書の副本	第九條第三項、第十五條第四項、第二十七條第二項（第六十三條第四項において準用する場合を含む。）、第三十四條第一項（第六十七條において準用する場合を含む。）、第五十條第二項（第六十七條において準用する場合を含む。）又は第六十四條第二項の申立ての文書	第十條第二項の届出書	第十條第五項、第十一條第二項、第十二條第二項又は第四十四條第三項の申出の文書	第十五條第二項、第十六條第二項又は第十七條第二項（第八十條第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（第八十條第一項において準用する場合を含む。）の届出の文書
審査請求の取下げについての特別の委任又は委任の撤回に係る届出の文書	代理人選任届 代理人の解任に係る届出の文書 審査請求の取下げについての特別の委任又は委任の撤回に係る届出の文書 再審査請求の取下げについての特別の委任又は委任の撤回に係る届出の文書	口頭審理の日時の変更に係る申立ての文書 審尋審理の日時の変更に係る申立ての文書 証拠調べの申立ての文書 審尋審理における口頭での意見陳述に係る申立ての文書 相続により請求者の地位を承継した旨の届出書 相続を証明する書面 請求者の地位を承継しない旨の申出の文書 審査請求の取下げに係る申出の文書 係属中の審査請求の継続又は取下げに係る申出の文書 最終陳述を書面によって行うことの申出の文書	代表者の選任又は解任に係る届出の文書 代理者の選任又は解任に係る届出の文書 代理人の選任又は解任に係る届出の文書 審査請求の取下げについての特別の委任又は委任の撤回に係る届出の文書 再審査請求の取下げについての特別の委任又は委任の撤回に係る届出の文書	代表者の選任又は解任に係る届出の文書 代理者の選任又は解任に係る届出の文書 代理人の選任又は解任に係る届出の文書 審査請求の取下げについての特別の委任又は委任の撤回に係る届出の文書 再審査請求の取下げについての特別の委任又は委任の撤回に係る届出の文書	代表者の選任又は解任に係る届出の文書 代理者の選任又は解任に係る届出の文書 代理人の選任又は解任に係る届出の文書 審査請求の取下げについての特別の委任又は委任の撤回に係る届出の文書 再審査請求の取下げについての特別の委任又は委任の撤回に係る届出の文書

第十七條第三項ただし書（第八十條第一項において準用する場合を含む。）の委任状その他の書面 第二十條の調書 第二十條又は第五十六條第二項の意見の文書	審査請求の取下げについての特別の委任又は委任の撤回が証明できる委任状 審査請求に係る調書 判定に関する公平委員会の意見の文書 証人の遮へいの措置に関する意見の文書	第二十八條（第六十三條第四項において準用する場合を含む。）、第四十九條（第六十七條において準用する場合を含む。）又は第五十一條（第六十七條において準用する場合を含む。）の却下（第六十七條において準用する場合を含む。）の却下の文書（写しを含む。）	第三十二條第一項の請求の文書 第三十二條第一項の撤回の文書 第三十五條第一項、第三十六條第一項、第三十七條（これらの規定を第六十七條において準用する場合を含む。）、第三十八條、第五十三條第一項（第六十七條において準用する場合を含む。）又は第五十七條第一項（第六十七條において準用する場合を含む。）の要求の文書（写しを含む。） 第三十五條第一項（第六十七條において準用する場合を含む。）の答弁書 第三十五條第二項（第三十六條第二項又は第六十七條において準用する場合を含む。）の必要と認める資料 第三十六條第一項（第六十七條において準用する場合を含む。）の反論書（写しを含む。） 第三十八條の口頭審理の準備のための書面 第四十四條第二項の最終陳述の書面 第四十五條第四項（第六十七條において準用する場合を含む。）の報告の文書 第四十七條第二項（第六十七條において準用する場合を含む。）の申請の文書 第五十二條第一項（第六十七條において準用する場合を含む。）の呼出状の写し	口頭審理の請求の文書 口頭審理の請求に係る撤回の文書 答弁書の提出を求める文書 反論書の提出を求める文書 当事者に対して立証を求める文書 証拠資料の提出を求める文書 口述書の提出を求める文書の写し 答弁書 答弁書に添付された必要と認める資料 反論書 口頭審理の準備のための書面 最終陳述の書面 口頭審理の終了に係る報告の文書 審尋審理の終了に係る報告の文書 証人の出席に係る申請の文書 証人の呼出状の写し
---	--	--	---	---

第四條の四第二項（第四條の六第三項において準用する場合を含む。）の証明書類	フレックスタイム制の申告の事由を確認するための証明書類	
第四條の六第一項の状況状況変更届	状況変更届	
第七條第四項の休憩時間申告簿	休憩時間申告簿	
第九條第一項の明示の文書	フレックスタイム制適用職員以外の職員の週休日及び勤務時間の割振り等の明示の文書	
第十六條の三第五項又は第十七條第二項の申出の文書	超勤代休時間の指定を希望しない旨の申出の文書 代休日の指定を希望しない旨の申出の文書	
第二十七條第一項の休暇簿	休暇簿（年次休暇用） 休暇簿（病気休暇用） 休暇簿（特別休暇用）	
第二十七條第三項の届出の文書	女子職員が出産した場合の届出の文書	
第二十九條第一項の通知の文書の写し	年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇又は介護時間の承認の決定に係る通知の文書の写し	
第二十九條第二項の証明書類	病気休暇、特別休暇、介護休暇又は介護時間の事由を確認するための証明書類	
第三十三條の報告の文書	勤務時間、休日及び休暇に関する事務の実施状況についての報告の文書	
第三十三條の要求の文書	勤務時間、休日及び休暇に関する事務の実施状況についての報告の要求の文書	
第三條第二項又は第五項（第四條の三第二項において準用する場合を含む。）の協議に関する文書	特定専門スタッフ職員についての協議の文書	協議に係る定めによりなくなる日に係る特定日以後三年
第二十八條第一項の介護休暇の休暇簿	介護休暇簿（介護休暇用） これらの協議に対する回答の文書	勤務時間法第二十条第一項に規定する一の継続する状態ごとの指定期間（当該状態ごとの指定が三回に達し、又はその期間が通算して六月に達したものに限る。）の末日（同日が到来する前に当該介護休暇に係る要件に該当しないこととなった場合）にあつて

人事管理文書の区分	九 災害補償	規則一 附則第二條の協議に関する文書	第二十八條第一項の介護休暇簿（介護時間用） 時間の休暇簿	は、その該当しなくなった日（の翌日に係る特定日以後三年
	人事管理文書の例	規則一 附則第二條の協議に関する文書	第三十二條の承認に関する文書 週休日、勤務時間の割振り、週休日の振替等、休憩時間、休息時間、宿日直勤務、超勤代休時間の指定又は代休日の指定についての別段の定め承認の文書 当該承認の申請の文書	勤務時間法第二十条の二第一項に規定する一の継続する状態につき介護時間を取得した日から連続する三年の期間の末日（同日が到来する前に当該介護時間に係る要件に該当しないこととなった場合にあっては、その該当しなくなった日）の翌日に係る特定日以後三年
	保存期間	規則一 附則第二條の協議に関する文書	規則一 附則第二條の協議に関する文書	協定に係る勤務時間の廃止の基準によらな乗
措置	時満期保	の了間存		

人事管理文書の区分		人事管理文書の例		保存期間	保存期間満了時の措置
十四 官民人事交流	任期付研第六條第四項の承認に関する文書	第一号任期付研究員の俸給月額の承認の文書	五年	五年	
	第八條第一項の報告の文書	第一号任期付研究員の裁量勤務の状況について の各省各庁の長への報告の文書	三年	三年	置
人事管理文書の区分	第三條第二項又は第三條第一項若しくは第二項の承認に関する文書	任期付研究員の任期を定めた採用等の承認申請 認申請書 これらの申請に対する承認の文書	任期が終了する日に係る特定以後三年	任期が終了する日に係る特定以後三年	棄
	第三條第三項の協議に関する文書	任期付研究員の採用計画の協議の文書	三年	三年	棄
人事管理文書の例	規則二〇（任十條第一項の申出の文書） 期付研究員、 給与及び 勤務時間 の特例）	裁量勤務研究員が裁量勤務を継続しないことを三年 希望する旨の申出の文書 裁量勤務研究員が勤務官署以外の場所において 勤務する場合の申出の文書	三年	三年	棄
	第三條又は第九條第二項の同意の文書	任期の更新に係る職員の同意の文書 裁量勤務に係る第一号任期付研究員の同意の文書	任期を定めた任用が終了する日に係る特定以後三年	任期を定めた任用が終了する日に係る特定以後三年	棄
人事管理文書の区分	第九條第四項の通知の文書の写し	第一号任期付研究員を裁量勤務に従事させ、又は 従事させることをやめる場合の通知の文書の 写し	命ぜられた特定の職務遂行の方法によるなくなるに 係る特定以後三年	命ぜられた特定の職務遂行の方法によるなくなるに 係る特定以後三年	置
	第十條第二項の通知の文書の写し	裁量勤務研究員に特定の方法による職務遂行を命ずる場合の通知の文書の写し	命ぜられた特定の職務遂行の方法によるなくなるに 係る特定以後三年	命ぜられた特定の職務遂行の方法によるなくなるに 係る特定以後三年	置
人事管理文書の区分		人事管理文書の例	保存期間	保存期間	保存期間満了時の措置

官民人事交流		官民人事交流		保存期間	保存期間満了時の措置
官民人事交流	第六條第二項の要求の文書	人事交流に係る公募に応募した民間企業の名簿等の 提示の要求の文書	三年	三年	
	第十二條第三項又は第二十三條第一項の報告の文書	派遣先企業における労働条件等の任命権者への報告 の文書 人事交流の制度の運用状況の人事院への報告の文書	人事交流の制度の運用状況の人事院への報告の文書	人事交流の制度の運用状況の人事院への報告の文書	棄
官民人事交流	第七條第二項又は第八條第二項の同意の文書	交流派遣の実施に関する計画に係る交流派遣職員 の同意の文書	交流派遣の実施に関する計画に係る交流派遣職員 の同意の文書	交流派遣の実施に関する計画に係る交流派遣職員 の同意の文書	棄
	第七條第二項又は第十九條第二項の計画の文書	交流派遣に係る計画書類	交流派遣に係る計画書類	交流派遣に係る計画書類	棄
官民人事交流	第七條第二項又は第十九條第二項の認定の文書	交流派遣の実施に関する計画の認定の文書	交流派遣の実施に関する計画の認定の文書	交流派遣の実施に関する計画の認定の文書	棄
	第七條第三項又は第十九條第三項の取決めの文書	交流派遣に係る民間企業との間の取決めの文書	交流派遣に係る民間企業との間の取決めの文書	交流派遣に係る民間企業との間の取決めの文書	棄
官民人事交流	第八條第二項の申出の文書	交流派遣の期間の延長に係る派遣先企業の申出の文書	交流派遣の期間の延長に係る派遣先企業の申出の文書	交流派遣の期間の延長に係る派遣先企業の申出の文書	棄
	第八條第二項又は第十九條第五項の承認に関する文書	交流派遣の期間の延長の承認の文書	交流派遣の期間の延長の承認の文書	交流派遣の期間の延長の承認の文書	棄
官民人事交流	第六條第二項の名簿	人事交流に係る公募に応募した民間企業の名簿	人事交流に係る公募に応募した民間企業の名簿	人事交流に係る公募に応募した民間企業の名簿	棄
	第四十一條第二項の協議に関する文書	調整についての協議の文書 当該協議に対する回答の文書	調整についての協議の文書 当該協議に対する回答の文書	調整についての協議の文書 当該協議に対する回答の文書	棄
官民人事交流	第三十條の条件を記載した書類	人事交流に関する条件を記載した書類	人事交流に関する条件を記載した書類	人事交流に関する条件を記載した書類	棄
	第三十四條第一項又は第四十四條の認定に関する文書	交流派遣の実施に関する計画の変更の認定の文書 交流採用の実施に関する計画の変更の認定の文書 これらの認定の申請の文書	交流派遣の実施に関する計画の変更の認定の文書 交流採用の実施に関する計画の変更の認定の文書 これらの認定の申請の文書	交流派遣の実施に関する計画の変更の認定の文書 交流採用の実施に関する計画の変更の認定の文書 これらの認定の申請の文書	棄
官民人事交流		官民人事交流	保存期間	保存期間	保存期間満了時の措置

第五條第五項の届出の文書	これらの同意の申請の文書	
第六條第二項の贈与等報告書の写し	審査会に送付された贈与等報告書の写し	五年
第七條第二項の株取引等報告書の写し	審査会に送付された株取引等報告書の写し	
第八條第三項の所得等報告書の写し	審査会に送付された所得等報告書等の写し	
第四十二條第三項の要求の文書	特殊法人等が講ずる施策についての報告の要求の文書	
第四十二條第三項の報告の文書	特殊法人等が講ずる施策について監督上必要な措置を講ずることの要求の文書	
第四十二條第三項の報告の文書	特殊法人等が講ずる施策についての報告の文書	三年
第三十九條第二項の指示の文書	行政機関等の職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備についての指示の文書	
第九條第二項ただし書の認定に関する文書	贈与等報告書の閲覧を請求することができない部分の認定の文書	認定の必要がなくなる日に係る特定日以後三年
第二十二條、第二十三條第二項（第二十四條任命権者による調査の経過の報告の文書を含む。）若しくは任命権者による調査の結果の報告の文書	調査の端緒に係る報告の文書	懲戒処分が行われる日（懲戒処分が行われない場合にあつては、倫理法第二十三條第三項（第一十四條第二項において準用する場合を含む。）の報告又は第三十一條の通知の日）に係る特定日以後三年
第二十三條第一項、第二十五條、第二十八條合の審査会への通知の文書	任命権者による調査を行うおとする場の文書	
第二項又は第三十一條共同調査を行う旨の任命権者への通知の文書	審査会による調査の開始を決定した場合の任命権者への通知の文書	
第二十三條第二項（第二十四條任命権者による調査を終了した場合の任命権者への通知の文書	審査会が懲戒処分を行った場合の任命権者への通知の文書	
第二十三條第二項（第二十四條任命権者による調査の経過の報告の文書を含む。）若しくは任命権者による調査の結果の報告の文書	任命権者による調査の経過の報告の文書	
第二十四條第二項において準用する場合を含む任命権者による調査の要求の文書	任命権者による調査の要求の文書	

法	附則第九条の勤務年齢六十年に達する職員への勤務の意思の確認の文書	六年	満了の時
福島復興再生特別措置法	第四十八条の二第二項又は第八十九条の二第一項の要請の文書	派遣が廃止される日に係る特三年	派遣が廃止される日に係る特三年
第四十八条の三第三項、第四項若し文書	福島相双復興推進機構への派遣に係る職員の同意の文書		
くは第五項又は第八十九条の三第一に係る職員の同意の文書	福島相双復興推進機構との間の取決めの内容の変更		
項、第四項若しくは第五項の同意の文書	福島相双復興推進機構への派遣の期間の延長に係る職員の同意の文書		
文書	福島イノベーション・コースト構想推進機構への派遣に係る職員の同意の文書		
第四十八條の三第三項又は第八十九條の三第一項の取決めの文書	福島相双復興推進機構との間の取決めの文書		
決めの文書	福島イノベーション・コースト構想推進機構への派遣の期間の延長に係る職員の同意の文書		
第四十八條の三第三項又は第八十九條の三第一項の取決めの文書	福島相双復興推進機構との間の取決めの文書		
決めの文書	福島イノベーション・コースト構想推進機構への派遣の期間の延長に係る職員の同意の文書		
第五項又は第八十九條の三第三項の申出の文書	派遣の期間の延長に係る福島イノベーション・コースト構想推進機構の申出の文書		
出の文書	派遣の期間の延長に係る福島イノベーション・コースト構想推進機構の申出の文書		
令和七年国際博覧会特措法	第二十四条第一項の要請の文書	派遣が廃止される日に係る特三年	派遣が廃止される日に係る特三年
第二十五条第一項、第四項又は第五項の同意の文書	国際博覧会協会への派遣に係る職員の同意の文書		
職員の同意の文書	国際博覧会協会との間の取決めの内容の変更に係る特		
同意の文書	国際博覧会協会への派遣の期間の延長に係る職員の		
第二十五条第一項の取決めの文書	国際博覧会協会との間の取決めの文書		

令和九年国際園芸博覧会特措法	第二十五条第五項の申出の文書	派遣の期間の延長に係る国際博覧会協会の申出の文書	派遣が廃止される日に係る特三年
第十四条第一項の要請の文書	国際園芸博覧会協会による派遣の要請の文書		
第十五条第一項、第四項又は第五項の同意の文書	国際園芸博覧会協会への派遣に係る職員の同意の文書		
第十五条第一項の取決めの文書	国際園芸博覧会協会との間の取決めの内容の変更に係る職員の同意の文書		
第十五条第五項の申出の文書	国際園芸博覧会協会への派遣の期間の延長に係る職員の同意の文書		
規則一七（政府若しくはその機関又は行政執行法人と外国人との間の勤務の契約）	第十五条第五項の申出の文書	派遣の期間の延長に係る国際園芸博覧会協会の申出の文書	契約が廃止される日に係る特一年
規則一四（公務の活性化のために民間の人材を採用する場合の特例）	第二条第二項の報告の文書	公務の活性化のために民間の人材を採用した場合の三年	三年
規則一三九（構造改革特別区）	第二条第二項又は第四条第二項において研究職員の研究成果活用兼業のために勤務時間の一部を研究職員の研究に割くことの承認の文書	研究職員の技術移転兼業のために勤務時間の一部を研究職員の研究に割くことの承認の文書	兼業が廃止される日に係る特三年
規則一六四（職員の公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への派遣）	第十三条各項の報告の文書	東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会における勤務条件等についての任命権者への報告の文書	五年
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への派遣に関する状況報告書			

規則一―六五 （職員）の公益財団協議に関する文書 法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会（への派遣）	規則一―六九 第十二条第二項の（職員）の公益財団協議に関する文書 法人福島相双復興推進機構への派遣）	規則一―七二 第十二条第二項の（職員）の令和七年協議に関する文書 国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会（への派遣）	規則一―七四 第十二条第二項の（職員）の公益財団協議に関する文書 法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への派遣）	規則一―八〇 第十二条第二項の（職員）の令和九年協議に関する文書 国際園芸博覧会特措法第二条第一項の規定により指定された国際園芸博覧会協会への派遣）
告の文書	告の文書	告の文書	告の文書	告の文書
第十三条各項の報告の文書	第十三条各項の報告の文書	第十三条各項の報告の文書	第十三条各項の報告の文書	第十三条各項の報告の文書
国際園芸博覧会協会における勤務条件等についての三年	福島相双復興推進機構に派遣された職員が職務に復帰した場合における号俸の調整についての協議の文書	福島相双復興推進機構に派遣された職員が職務に復帰した場合における号俸の調整についての協議の文書	福島イノベーション・コースト構想推進機構に派遣された職員が職務に復帰した場合における号俸の調整についての協議の文書	国際園芸博覧会協会に派遣された職員が職務に復帰した場合における号俸の調整についての協議の文書
棄	棄	棄	棄	棄

国際園芸博覧会協会への派遣に関する状況報告書

備考

- 一 人事管理文書の区分の欄に掲げる文書には、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）並びに添付されたものを含むものとする。
- 二 人事管理文書の区分の欄の「承認に関する文書」、「協議に関する文書」、「指定に関する文書」、「認定に関する文書」又は「同意に関する文書」とは、それぞれ承認の文書及び当該承認の申請の文書、協議の文書及び当該協議に対する回答の文書、指定の文書及び当該指定の申請の文書、認定の文書及び当該認定の申請の文書又は同意の文書及び当該同意の申請の文書をいう。
- 三 保存期間の欄の「特定日」とは、第三条第三項の保存期間が確定することとなる日の属する年度の翌年度の四月一日（当該確定することとなる日から一年以内の日であつて、四月一日以外の日を特定日とすることが人事管理文書の適切な管理に資すると行政機関等の長が認める場合にあつては、その日）をいう。
- 四 人事管理文書の例の欄は例示である。
- 五 この表に掲げる法律又は規則の規定の例によるものとされ、又は例に準ずるものとされている場合に係る人事管理文書については、同表の規定の例による。